

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1. グループホームが提供するサービスについての相談窓口

電話:046-850-6761 担当:管理者 茂木 建一

※ご不明な点は、ご遠慮なくお尋ねください。

2. グループホーム 古街の家の概要

(1) グループホームの名称等

名称 : グループホーム 古街の家

所在地 : 神奈川県横須賀市佐野町6-14-3

JR 横須賀線衣笠駅よりバス5分(徒歩20分)

介護保険:(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

指定番号: 第 1471902880号

(2) グループホームの職員体制 (R6年4月1日現在)

| | 1階 | | | 2階 | | |
|-------------------|----|-----|----|----|-----|-----|
| | 常勤 | 非常勤 | 計 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
| 管理者(1F. 2F 兼務) | 1名 | 0名 | 1名 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 | 0名 | 0名 | 1名 | 0名 | 0名 |
| 計画作成担当者 | 1名 | 0名 | 1名 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 介護従業者(計画作成担当兼務・①) | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 介護従業者(①以外の兼務者含む) | 6名 | 3名 | 9名 | 5名 | 6名 | 11名 |
| 看護師 | 0名 | 1名 | 1名 | 0名 | 1名 | 1名 |

介護従業者の資格(複数所持者含む)

| | | | |
|----------|-----|--------------|-----|
| 介護支援専門員 | 3名 | ヘルパー1級 | 1名 |
| 介護福祉士 | 13名 | ヘルパー2級 | 15名 |
| 正・准看護師 | 1名 | 初任者研修 | 4名 |
| 認知症実践者研修 | 5名 | 認知症実践者リーダー研修 | 1名 |
| 実務者研修 | 0名 | 社会福祉主事任用資格 | 2名 |

(3) グループホームの設備の概要

| | | | | | |
|----------|-----|-------|-----|------------------|----|
| 定員 | 18名 | リビング | 2室 | 浴室 | 2室 |
| 居室(1人部屋) | 18室 | ダイニング | 2室 | エレベーター | 1基 |
| トイレ | 6室 | 玄関 | 2箇所 | スプリンクラー、自動火災報知機他 | |

3. 入退居の手続き

(1) 入居の手続き

お電話等でお申し込み下さい。居室に空きがあればご入居できます。

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。(介護予防) 居宅サービス計画の作成を依頼している時は、事前に作成依頼をしている介護支援専門員等とご相談ください。

(2) 退居手続き

①ご利用者又は代理人は、1ヶ月の予告期間をおいてグループホームに文書で通知することにより、退居することができます。

②次の事由に該当した時グループホームは、ご利用者に対して2週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、退居を求めることができます。

- ご利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2ヶ月分が滞納となったとき。

- ご利用者が、グループホームやサービス従業者又は他の利用者に対し、契約を継続しがたいほどの

背信行為を行ったとき。

- やむを得ない事情によりグループホームを閉鎖又は縮小時き。
 - 身体的、精神的な事由により、認知症高齢者グループホームでの生活が困難になったとき。
- ③次の事由に該当したときは、契約は自動的に終了し退居となります。
- ご利用者が介護保険施設に入所及び入院したとき。
 - ご利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失したとき。
 - ご利用者が認定調査により、要支援1又は自立と判定されたとき。
- ④ご利用者が退居するときには、ご利用者及び代理人は、所持品を全て退居までに引き取ることとし、居室は現状復帰することとします。

4. 料金

(1) グループホーム1割負担の場合の利用料(別紙料金表参照、数円程度の誤差が生じる場合があります)
(要介護度別の単位と金額)

| | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 基本単位 | 749単位 | 753単位 | 788単位 | 812単位 | 828単位 | 845単位 |
| 基本総単位 | 22,470単位 | 22,590単位 | 23,640単位 | 24,360単位 | 24,840単位 | 25,350単位 |
| 基本個人負担金 | 23,684円 | 23,810円 | 24,917円 | 25,676円 | 26,182円 | 26,719円 |
| 加算単位① | 900単位 | 900単位 | 900単位 | 900単位 | 900単位 | 900単位 |
| 加算単位② | 700単位 | 1,810単位 | 1,810単位 | 1,810単位 | 1,810単位 | 1,810単位 |
| あ:当初の30日 | 24,070単位 | 25,300単位 | 26,350単位 | 27,070単位 | 27,550単位 | 28,060単位 |
| い:30日後毎月 | 23,050単位 | 24,400単位 | 25,450単位 | 26,170単位 | 26,650単位 | 27,160単位 |
| あ:処遇改善加算の単位 | 4,477単位 | 4,706単位 | 4,901単位 | 5,035単位 | 5,124単位 | 5,219単位 |
| い:処遇改善加算の単位 | 4,287単位 | 4,538単位 | 4,734単位 | 4,868単位 | 4,957単位 | 5,052単位 |
| 「あ」の合計単位 | 28,547単位 | 30,006単位 | 31,251単位 | 32,105単位 | 32,674単位 | 33,279単位 |
| 「い」の合計単位 | 27,337単位 | 28,938単位 | 30,184単位 | 31,038単位 | 31,607単位 | 32,212単位 |
| D:個人負担金(当初30日間) | 30,089円 | 31,627円 | 32,939円 | 33,839円 | 34,439円 | 35,076円 |
| D個人負担金(い:終了以降毎月) | 28,814円 | 30,501円 | 31,814円 | 32,714円 | 33,314円 | 33,952円 |

30日のご利用で掲載しています。

- 加算単位①は、「初期加算(30単位<約32円>/日)」になります。<当初の30日>
 - 加算単位②には、初期加算を除いた以下の加算を含んでいます。(下記の金額には処遇改善加算を含んでいません)
- ア) サービス提供体制強化加算Iとして22単位<約24円>/日を含んでいます。
- イ) 科学的介護推進体制加算として40単位<約42円>/日を含んでいます。
- ウ) 医療連携体制加算Iとして37単位<約39円>/日を含んでいます。(要支援2の方を除く)

(その他の加算)・・・該当する時に生じます。(下記の金額には処遇改善加算を含んでいません)

- ア) 退居時相談援助加算として400単位<約418円>があります。(1回のみ。利用者をご自宅へ帰って、他の居宅サービスを利用する場合に地域包括センター等に必要な情報提供を行う場合。)
- イ) 看取り加算として、死亡日に1,280単位<約1,338円>/日、死亡日の前日及びその前々日に680

単位＜約 711 円＞/日、死亡日以前4日～30日に 144 単位＜約 151 円＞/日、31 日～45日に 72 単位＜約 76 円＞/日をいただきます。(最大約 9,079 円になります)

ウ) 入退院時の支援取り組みの加算として、246 単位/日 (約 257 円/日 6 日まで/月 月をまたぐ場合は、最大 12 日間) があります。また、入院が1 か月間を超過する場合、退院時から初期加算が再度 30 日間発生します。

エ) 認知症専門ケア加算Ⅰ (職員に「認知症介護実践リーダー研修修了者がいる場合」として、「認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ (主治医意見書の記載) 以上」の方は、3 単位/日＜約 4 円/日、94 円/月＞の加算が生じます。

(2) 食材料費等 (おやつ、調味料、嗜好品、非常食等) 月額 27,900 円

1 日あたり 930 円です。(朝食 210 円 昼食 (おやつ込み) 310 円 夕食 410 円)

(3) 家賃

月額 72,000 円です。

(4) 敷金 (平成 27 年 4 月以降に入所される方。それまでの方は前重要事項説明書の説明通りです。)

敷金 (家賃の 2 か月分) として入居時にお預かりします。保全義務を果たし、その用途については民法等の規定に基づき、退所時清算をさせていただき、残金は返金いたします。

入居時 144,000 円です。

(5) 水道光熱費

月額 16,000 円 です。

(6) 管理費 (共用部分の維持管理)

月額 39,000 円です。

(7) 小遣い金

ご利用金額は翌月ご精算となります。(立替払いをし、月末で締めて、翌月に引き落とし)

(8) サービスの提供に関する記録等の複写費 は無料です。

(9) おむつ等が必要になった場合には、実費相当分を徴収します。

(10) 理美容代実費となります。

(11) 通院等代行費用 無料ですが、通院等は、原則的にはご家族にお願いします。

(12) 体験入所 1 泊 3 食 10,800 円です。(ご相談ください)

※前記 (3) (5) (6) については、入退居時、その日割り計算とさせていただきます。

※外泊、外出、退居等不在時の食費は返金いたします。(あらかじめご連絡があった場合)

※入院等で長期不在になる場合は、食費及び光熱費については欠食分及び日割りで返却いたします。

ただし、家賃及び管理費については、返却されませんのでご了承ください。

※短期利用型の料金については、別料金表を参照ください。

5. グループホームサービスの特徴等

(1) 運営の方針

*自分として自分を生きる

*共に生きる

*より良い明日を生きる

共に生きていくことを支援します

(2) サービス向上のために

グループホーム内及び外部での各種研修参加

サービスの均一化のためのマニュアル作成

催し物等の事業計画の作成

(3) 入居者の権利と義務

・面会 面会は午前 7 時～午後 8 時までで、他のご利用者に迷惑がかからないようお願いします。

・外出、外泊

ご利用者・代理人の希望により自由ですが、食事を止めたり、薬の準備をしたりすることがありま

すので早めにご連絡下さい。また、ご利用者の体調により中止をお願いすることもあります。

- 飲酒/喫煙 飲酒は基本的に自由です。 喫煙については禁止です。
- 設備、器具の利用 ご利用者の為の設備はご自由にお使いください。
- 金銭、貴重品の管理
ご利用者が管理することが基本ですが、ご希望によりホームで管理致します。
- 所持品の持ち込み
所持品等の持ち込みは、できる限り少なめとし、ご家族、代理人等で管理をお願いします。
入居時にお持ちいただく布団、カーテン、シェータン等は防炎加工のものをお願いします。
- 病院への受診
協力医療機関として衣笠診療所、久里浜在宅クリニック、古屋歯科医院その他訪問診療可能医療機関として上町在宅クリニック、衣笠ヘルスケア矯正歯科クリニック等の往診があります。受診については基本的にご家族・代理人等で対応をお願いします。
緊急な場合についてはこの限りではありません。
- 宗教活動 他のご利用者への迷惑がかからなければ自由です。
- ペット 個人で飼うことはできません。

6. 秘密保持

- (1) グループホーム及び同従業員（退職した従業員含む）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人及びその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) ご利用者又は代理人は、ご利用者の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画作成のため、及び退居時の居宅サービス計画作成のため、他の（介護予防）居宅介護支援事業者がサービス提供者サービス担当者会議においてご利用者・代理人及びその他のご家族の個人情報を用いることがあります。「個人情報使用同意書」にて、個人情報の取り扱いについて説明します。

7. 身体拘束の廃止

当ホームでは、ご利用者の身体拘束をいたしません。然しながら、ご利用者や他のご利用者の身体を保護する為やむを得ず拘束をする場合には、また、やむを得ず拘束を必要と判断した時は、「身体拘束等の適正化のための指針」に基づいた対応をします。「身体拘束禁止委員会」を奇数月に実施し、「運営推進会議」や「地域ケア会議」等で報告するとともに意見聴取や議論などを行います。

8. 賠償責任

- (1) グループホームは、サービスの提供に伴って、グループホームの責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときには、施設賠償保険によりご利用者に対しその損害を賠償します。
- (2) ご利用者及び代理人は、サービスの利用に伴って、ご利用者・代理人又はその他のご家族の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした時、グループホームの運営・財産等に損害を及ぼした時、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼした時は、その損害を賠償します。

9. 緊急時の対応

グループホームは、ご利用者の健康状態が急変した時、その他必要な時は、お届けの連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

10. サービスの内容に関する相談・苦情

介護保険相談・苦情係

担当者 管理者 茂木 建一

電話046-850-6761 (受付時間 08:30~17:30)

市町村等の相談・苦情窓口でも受け付けます。下記介護保険担当係にご相談下さい

○次の公的機関においても、苦情申し出等ができます。

横須賀市役所 福祉子ども部指導監査課 指導監査第1係

電話(直通) 046-822-8162 (受付時間 平日08:30~17:15)

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)

電話(直通) 045-329-3447 (受付時間 平日08:30~17:15)

1.1. 災害対策

- ・防災時対応 消防計画による
- ・防災設備 熱感知器・煙感知器・避難器具・消火器・スプリンクラー等
- ・防災訓練 年2回 内1回は消防署立ち合いの訓練になります。
- ・防火管理者 茂木 建一

1.2. 協力医療機関

衣笠診療所 電話046-851-1062

久里浜在宅クリニック 電話046-838-4562

古屋歯科医院 電話046-833-0050

1.3. 事故発生時の対応

事故が発生してしまった場合、すみやかにご利用者様の身体・精神状況の確認をして応急的な手当てを行います。その後、ご家族様等及び管理者もしくは計画作成担当に事故の概要やご利用者様の状況等報告し(緊急性がある場合は、救急車要請を行います)、医療機関等につなげます。一連の状況については、事故報告書を作成します。また、横須賀市に報告すべき事案については介護保険課に所定の用紙ですみやかに報告します。ご利用者様以外の事故については、事故が起因とした二次災害を防止したうえで、管理者もしくは主任に報告し、その後事故報告書を作成します。事故報告書は、事故予防のために職員に回覧します。

1.4. 会社の概要

名称 : 有限会社 道 代表者 代表取締役 高梨 明美

本社所在地 : 神奈川県横須賀市須軽谷 967 番地 電話 046-858-1700

主な事業 有限会社 道 : グループホーム 古街の家・グループホーム あしたの風
デイサービスステーション あしたの風
ホームヘルパーステーション あしたの風
居宅介護支援事業所 あしたの風・グループハウス森の里

有限会社 高梨ストアー

有限会社 ドミノワークーズ : ファミリーマート京急久里浜駅前店

横須賀中央店・タワー店

横須賀大津町店

有限会社 城北土地建物

有限会社 明德商事

令和 年 月 日

グループホーム入居にあたり、ご利用者及び代理人に対して、契約書、本書面、別紙料金表、重度化した場合における対応に係る指針並びに外部評価表に基づいて重要な事項を説明し、本書面を交付しました。

サービス提供者

所在地 神奈川県横須賀市佐野町6丁目14番地3

名称 グループホーム 古街の家

説明者 _____ 印

私は、契約書、料金表、重度化した場合における対応に係る指針、外部評価表及び本書面により、サービス提供者からグループホームについての重要事項の説明を受け同意し、本書面の交付を受けました。

ご利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

ご家族様等 住所 _____
氏名 _____ 印

令和6年4月1日版